被告人Aに対する強盗殺人被告事件(当庁昭和三一年(あ)第一四六三号)について、昭和三三年一〇月二四日当裁判所のなした上告棄却の判決に対する訂正申立の棄却決定に対し、申立人から異論の申立があつたが、当裁判所のなした右のような決定に対しては異議の申立をなすことは許されていないのであるから、本件申立は不適法であつて棄却すべきものである。

よつて、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

昭和三三年一一月一〇日

最高裁判所第二小法廷

討長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	_